

政令

7 行政文書の開示の実施の方法を定めることとした(第九条関係)

8 開示の実施の方法等の申出の書面に記載すべき事項を定めることとした(第一〇条、第一二条関係)

9 手数料の額及び納付の方法を定めることとした(第一三条、第一四条及び別表第一関係)

10 行政文書の開示決定等の権限又は事務を委任することができる職員等を定めることとした。(第一五条関係)

11 行政文書の管理に関する定め要件等を定めることとした(第一六条及び別表第二関係)

12 この政令は、法の施行の日(平成一三年四月一日)から施行することとした(附則関係)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(政令第四二二号(文部省))
1 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、青年学級振興法施行令を廃止するとともに、私立学校法施行令等について規定の整備等を行うこととした。
2 この政令は、平成一二年四月一日から施行することとした。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年二月十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第三十六号

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第四條第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令(昭和六十二年政令第三十二号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一号中「〇・一五パーセント」を「〇・一〇パーセント」に改め、同条第三号中「〇・六五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改め、同条第四号中「〇・一〇パーセント」を「〇・九五パーセント」に改め、同条第五号中「〇・五〇パーセント」を「〇・三五パーセント」に改め、同条第六号中「二・〇〇パーセント」を「一・九〇パーセント」に改める。
第二条第三号中「〇・一五パーセント」を「〇・一〇パーセント」に改め、同条第四号中「〇・六〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同条第五号中「一・〇〇パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 小淵 恵三

御名 御璽

平成十二年二月十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

政令第三十七号

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

御名 御璽

平成十一年法律第百四十九号)及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百五十一号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百五十一号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(杜債等登録法施行令の一部改正)
第一条 杜債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)の一部を次のように改正する。

第四八条中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産ノ宣告、後見開始若八保佐開始ノ審判」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正)
第二条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第七十号中「契約担当官等は」の下に「、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九條の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは」を加え、「禁治産者及び準禁治産者並びに」を「当該契約を締結する能力を有しない者及び」に改め、「、会計法第二十九條の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に創る。

(地方自治法施行令の一部改正)
第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第六十七條の四第一項中「禁治産者及び準禁治産者並びに」を「一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び」に改め、「一般競争入札に」を創る。

(土地改良法施行令の一部改正)
第四条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
第九條第四項中「禁治産者」を「成年被後見人」に「行なう」を「行う」に改める。
第十二條第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に「後見人」を「成年後見人」に改める。

(地方税法施行令等の一部改正)
第五条 次に掲げる政令の規定中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七條第一号、第七條の十五の八第一号及び第五十六條の十七第一号
二 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第十條第一項第一号及び第二項第一号
(鉱業登録令の一部改正)
第六条 鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)の一部を次のように改正する。
第五十一條第二項中「禁治産」を「後見開始の審判を受けたこと」に改める。
第七十三條中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産の宣告、後見開始若しくは保佐開始の審判」に改める。

(漁業登録令の一部改正)
第七条 次に掲げる政令の規定中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産の宣告、後見開始若しくは保佐開始の審判」に改める。
一 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第五十六條
二 特許登録令(昭和三十一年政令第三十九号)第六十三條
三 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第四十二條
四 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十一年政令第三百二十六号)第六十條

(土地収用法施行令の一部改正)
第八条 土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第二項及び第六條第三項中「無能力者」を「未成年者(独立して法律行為をすることができない場合を除く。又は成年被後見人)に改める。

(大豆なたね交付金暫定措置法施行令の一部改正)
第九条 大豆なたね交付金暫定措置法施行令(昭和三十六年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改め、同項第五号中「第三号までの」を「第三号までのいずれかに」に改める。

(証券取引法施行令の一部改正)
第十条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項第二号中「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に改める。
(都市再開発法施行令の一部改正)
第十一条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第一項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。
(沖繩の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特例措置等に関する政令の一部改正)
第十二条 沖繩の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特例措置等に関する政令(昭和四十七年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第四項中「第十四条第四号」を「第十四条第三号」に改める。
第三十二条第三項中「第五条第四号」を「第五条第三号」に改める。
第三十九条第二項中「第七条第一項第二号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第七条第一項第二号又は第四号に該当する者」とを「第七条第一項第二号又は第三号に該当する者」とに改める。
(沖繩の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特例措置等に関する政令の一部改正)
第十三条 沖繩の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特例措置等に関する政令(昭和四十七年政令第一百五十六号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第十九条の四第一項第二号」を「第十九条の四第一項」に改める。
(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正)
第十四条 次に掲げる政令の規定中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。
一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百一十一号)第六條第二号イ
二 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十一年政令第三百七十八号)第五條第二号イ
(旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令の一部改正)
第十五条 都市再開発法施行令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令(昭和三十六年政令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「次の各号に掲げるを」禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの」に改め、各号を削り、同条第三項中「前項各号の一」を「前項に規定する者」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの政令による改正規定の適用については、第十一条の規定による都市再開発法施行令第四条の二第一項の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定を除き、なお従前の例による。

- 大蔵大臣 宮澤 喜一
文部大臣 中曽根弘文
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司
労働大臣 牧野 隆守
建設大臣 中山 正暉
自治大臣 保利 耕輔
内閣総理大臣 小淵 恵三

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御名 御璽
平成十二年二月十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第三十八号
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十二号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十二年二月十七日とする。
内閣総理大臣 小淵 恵三
大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司
運輸大臣 二階 俊博
建設大臣 中山 正暉
自治大臣 保利 耕輔

政令第三十九号
中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十二号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
(中小企業信用保険法施行令の一部改正)
第一条 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)の一部を次のように改正する。
第一条に見出しとして「中小企業者の範囲」を付し、同条第一項中「次のとおり」を「次に掲げる業種以外の業種」に改め、同項各号を次のように改める。
一 農業
二 林業(素材生産業及び素材生産サービスを除く。)
三 漁業
四 金融、保険業(保険媒介代理業及び保険サービスを除く。)

第一条に見出しとして「普通保険の保険関係に係る金融機関」を付し、同条の次に次の三條を加える。
(金融機関の債権の譲渡の相手方)
第一條の三 法第三條第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。
一 銀行
二 信用金庫及び信用金庫連合会
三 労働金庫及び労働金庫連合会

御名 御璽
平成十二年二月十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三

四 信用協同組合及び信用協同組合連合会
五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
六 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
七 農林中央金庫
八 商工組合中央金庫
九 国際協力銀行
十 日本政策投資銀行
十一 保険会社
十二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)次号において「資産流動化法」という。
第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、同条第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び前号に掲げる者に委託するもの
十三 前号に掲げる者のほか、業として資産流動化法第二條第九項に規定する特定資産の流動化を行うものとして通商産業省令で定める法人であつて、同条第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる者に委託するもの
(特定社債保険の保険関係に係る金融機関)
第一条の四 法第三條の八第一項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。
一 銀行
二 信用金庫及び信用金庫連合会
三 労働金庫及び労働金庫連合会
四 信用協同組合及び信用協同組合連合会
五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
六 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
七 農林中央金庫
八 商工組合中央金庫
九 日本政策投資銀行
十 中小企業金融公庫
十一 沖繩振興開発金融公庫
十二 保険会社
(特定社債保険に係る保険関係及び限度額の特例)
第一条の五 法第三條の八第二項の政令で指定する保険関係は、法第三條第一項に規定する債務の保証(法第十二條に規定する倒産関連保証を除く。)(に係る保険関係、法第三條の二第一項に規定する債務の保証(法第十二條に規定する倒産関連保証を除く。)(に係る保険関係及び法第三條の八第一項に規定する債務の保証に係る保険関係とする。
2 法第三條の八第二項の政令で定める限度額は、五億円とする。

御名 御璽
平成十二年二月十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三

御名 御璽
平成十二年二月十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三